



目次

告示	ページ
○字の区域及び名称の変更の届出 (市町村振興課)	1
◎高知県立障害者スポーツセンターの指定管理者の指定 (障害保健福祉課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による施術機関の指定 (福祉指導課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定施術機関の所在地の変更の届出 (")	1
○公有水面の埋立ての免許 (漁港漁場課)	2
○公共測量の実施の通知 (用地対策課)	2
○道路の区域変更 (道路課)	2
○道路の供用開始 (")	2
○公有水面埋立地の用途変更の許可の申請 (港湾・海岸課)	2
公 告	
○土地改良区の解散の認可 (農業基盤課)	3
○換地処分の変更の届出 (須崎都市計画事業桐間地区土地区画整理事業) (都市計画課)	3
○開発行為に関する工事の完了 (")	3
高知県議会告示	
◎高知県議会傍聴規則の一部改正	3
高知県公安委員会告示	
○警備員等に係る検定合格者審査の実施	3
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体設立の届出	4
○政治団体異動の届出 (2件)	4
○政治団体解散の届出	5
○資金管理団体指定の届出	5
○資金管理団体異動の届出	6
○資金管理団体指定の取消しの届出	6

告 示

高知県告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、佐川町長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成23年1月18日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字
中組	トット	853のロ	中組	中シイノキダニ
	シメガナロ	1385、1386の1から1386の9まで		ウメガナロ
	ゴンゲンザ山	1499、1500		ゴンゲン地
	中山	1566から1568まで		ドラノダン
西山組	廣岡山	1645	西山組	ミゾタ
	善九郎ダキ	315、316		丸ダキ
	東ウラ	633の1、633の2、634から637まで、642の2、644の3		東山
				西山
	坂ノ下	719		南久喜坂
久喜坂	735			
重子岩	990のイ、990のロの1か	重岩		

赤松	ら990のロの6まで		赤松谷	
	1002のイ、1002のロ			
	東山	1010、1011		東ウラ
古畑	アカラキ	1484、1485の1から1485の3まで、1486、1487の1、1487の2、1488から1495まで、1496のイ、1496のロ、1497から1507まで	古畑	アカラギ

備考 この表に表示されている区域に隣接介在する道路及び水路である国有地及び町有地の全部を含むものとする。

高知県告示第22号

高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例（平成8年高知県条例第2号）第15条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第18条の2第1号の規定により次のとおり告示する。

平成23年1月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 施設の名称
高知県立障害者スポーツセンター
- 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市朝倉戊375番地1
社会福祉法人高知県社会福祉協議会
- 指定期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

高知県告示第23号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定による施術機関として、次のとおり指定した。

平成23年1月18日

高知県知事 尾崎 正直

施術者氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
今津 良江	株式会社 Sante高知事業所	南国市大堀甲2233番地5	平成22年11月16日

高知県告示第24号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関の所在地の変更について、次のとおり届け出があった。

平成23年1月18日

高知県知事 尾崎 正直

区分	施術者氏名	施術所の名称	施術所の所在地	変更年月日
変更前	木下 裕勝	ものの木接骨院	安芸郡奈半利町乙4843番地2	平成22年11月1日
変更後			安芸郡奈半利町乙1305番地9	

高知県告示第25号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により次のとおり公有水面の埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

平成23年1月18日

高知県知事 尾崎 正直

1 免許を受けた者の住所及び氏名又は名称
高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県（高知県知事 尾崎 正直）

2 埋立区域

(1) 位置

宿毛市沖の島町弘瀬字弘瀬332番地先の公有水面

(2) 区域

次の点1から点3までを順次に直線で結んだ線、点3と点4とを結ぶ平成21年秋分の日満潮位（D Lプラス2.10メートル）における公有水面と船揚場との境界線及び点4と点1とを結ぶ平成21年秋分の日満潮位（D Lプラス2.10メートル）における公有水面と護岸との境界線により囲まれた区域
点1 沖の島漁港（弘瀬）漁港原点（北緯32度42分47秒・東経132度33分00秒）から12度40分10秒101.62メートルの地点

点2 点1から35度57分17秒23.21メートルの地点
点3 点2から125度57分17秒11.00メートルの地点
点4 点3から217度20分17秒24.86メートルの地点

(3) 面積

252.11平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

宿毛市沖の島町弘瀬字弘瀬332番地先の公有水面

(2) 区域

次の各点を順次に直線で結んだ線及び点Jと点Aとを直線で結んだ線により囲まれた区域

点A 沖の島漁港（弘瀬）漁港原点（北緯32度42分47秒・東経132度33分00秒）から27度15分45秒78.33メートルの地点

点B 点Aから315度01分12秒57.95メートルの地点

点C 点Bから305度57分17秒19.91メートルの地点

点D 点Cから35度57分17秒33.17メートルの地点

点E 点Dから116度01分00秒39.56メートルの地点

点F 点Eから125度57分17秒29.06メートルの地点

点G 点Fから176度27分50秒20.60メートルの地点

点H 点Gから185度08分29秒4.69メートルの地点

点I 点Hから203度23分38秒6.12メートルの地点

点J 点Iから222度22分54秒6.18メートルの地点

(3) 面積

3,341.45平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 免許年月日

平成22年12月27日

高知県告示第26号

南国市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成23年1月18日

高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類

公共測量（南国市篠原及び南小籠地区）

2 作業期間

平成23年1月5日から同年3月25日まで

3 作業地域

南国市篠原及び南小籠の各一部

高知県告示第27号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年1月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年1月18日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 山北野市

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香南市野市町東野字レノ丸256番3	前	5.2 }	6
	後	5.4 }	
		6.2	

高知県告示第28号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年1月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年1月18日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 仁井田竹中

3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
南国市稲生字目白岩3736番6から 南国市稲生字目白岩3735番5まで	50	平成23年1月18日

高知県告示第29号

港湾法（昭和25年法律第218号）第58条第2項の規定により、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条ノ2第1項の規定による公有水面の埋立地の用途変更に係る許可の申請があったので、同条第2項において準用する同法第3条第1項の規定によりその要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び関係図書は、この告示の日から起算して3週間高知県土木部港湾・海岸課及び高知県幡多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年1月18日

宿毛湾港港湾管理者 高知県

代表者 高知県知事 尾崎 正直

1 埋立地の用途変更許可の申請者の住所及び氏名又は名称
高知市丸ノ内一丁目2番20号

- 高知県（高知県知事 尾崎 正直）
- 2 埋立地の用途変更の内容
次のとおり用途を変更する。
（「次のとおり」は、省略する。）
- 3 埋立ての免許年月日及び免許番号
平成22年11月9日
高知県指令2港第262号
- 4 埋立地の用途変更許可の申請年月日
平成22年11月24日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、須崎市吾桑為貞土地改良区の解散を平成23年1月5日に認可した。

平成23年1月18日

高知県知事 尾崎 正直

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により須崎市桐間土地区画整理組合から須崎市計画事業桐間地区土地区画整理事業について換地処分の一部を取り消し、新たに当該部分について換地処分を行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により公告する。

平成23年1月18日

高知県知事 尾崎 正直

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成23年1月18日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成22年12月17日 22高都計第449号	香美市土佐山田町字 須江野開719番3	香美市土佐山田町 859番地 門田 泰造

議 会 告 示

高知県議会告示第1号

高知県議会傍聴規則（昭和36年12月高知県議会告示第1号）の

一部を次のように改正する。

平成23年1月18日

高知県議会議長 溝淵 健夫

第11条中「163人」を「157人」に改める。

附 則

この規則は、平成23年1月18日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示

高知県公安委員会告示第1号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定による審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第1項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成23年1月18日

高知県公安委員会委員長 竹内 克之

1 審査の区分、実施日及び開始時間並びに実施場所

(1) 審査の区分

検定規則附則第6条各号に掲げる審査の区分のうち、すべての警備業務に係る1級及び2級の審査

(2) 審査の実施日及び開始時間

平成23年2月24日（木）午前9時30分

(3) 審査の実施場所

高知市丸ノ内二丁目4番30号 高知県警察本部

2 審査の実施予定人員

50人

3 審査の対象者

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第1条第2項の規定により行われた1級の検定又は同項の規定により行われた2級の検定の合格証（以下「旧検定合格証」という。）の交付を受けている者であって、高知県内に住所地（現に警備員である場合は、その属する営業所の所在地を含む。）を有するもの又は高知県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有するものとする。

4 審査の方法

1級及び2級の審査とも、学科試験及び実技試験とし、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 警備業務の実施に関すること。

エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 審査申請手続

審査を受けようとする者は、次により審査申請の手続を行うこと。ただし、審査の実施予定人員に達した時点で申込みを締め切る。

(1) 審査申請の受付期間

平成23年1月31日（月）から同年2月4日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。

(2) 審査申請書等の提出先

- ア 審査を受けようとする者の住所地を管轄する警察署
- イ 現に警備員である者で、高知県内に住所地を有しないものにあつては、その属する営業所の所在地を管轄する警察署
- ウ 高知県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有する者で、高知県内に住所地及びその属する営業所のいずれも有しないものにあつては、旧検定合格証の交付を受けた警察署

(3) 提出書類等

- ア 審査申請書 1通
- イ 高知県以外の公安委員会から交付された旧検定合格証を保有する者で、高知県内に住所地又はその属する営業所を有するものにあつては、当該住所を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 1通
- ウ 写真（審査申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1枚

エ 審査申請に係る旧検定合格証の写し 1通

(4) 郵送又は代理人による申請は、受け付けない。

6 審査申請手数料

審査を受けようとする者は、審査申請手数料として、4,700円の額に相当する高知県収入証紙を審査申請時に納付すること。

なお、納付された審査申請手数料は、返還しない。

7 審査の実施に関し必要な事項

審査に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、旧検定合格証を持参すること。

8 審査の実施に関する問い合わせ先

高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3023、3024）又は県内の各警察署警備業担当係

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成23年1月18日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
亀井さかお後援会	亀井 賢夫	松沢 一子	室戸市佐喜浜町3672	平22・12・1
山上庄一まちづくり研究会	山上 庄一	濱田 定廣	宿毛市大島8番2号	平22・12・14

高知県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成23年1月18日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	門田ごんしろうを応援する会	異動なし	異動なし	高知市朝倉己802-18	平22・12・1
異動後				高知市朝倉甲29-2	
異動前	坂本孝幸後援	異動なし	吉田 明美	異動なし	平22・12・6

	会				
異動後	坂本たかゆき後援会		森本 美賀里		
異動前	坂本雄一後援会	異動なし	異動なし	土佐市蓮池676-1	平22・12・8
異動後				土佐市高岡町甲929-5	
異動前	小松けんじ後援会	異動なし	異動なし	室戸市浮津二番町98	平22・12・16
異動後				室戸市羽根町甲636番地2	
異動前	岡崎くに子後援会	異動なし	異動なし	高知市加賀野井二丁目6-3	平22・12・17
異動後				高知市愛宕山39-7	
異動前	横山浩一後援会	杉村 章生	異動なし	異動なし	平22・12・17
異動後		峰本 文男			
異動前	高橋まさし後援会	異動なし	異動なし	高知市鳥越100-13	平22・12・21
異動後				高知市十津四丁目12-9	

異動前	加藤ばく後援会	加藤 漠	異動なし	宿毛市片島15-17-7	平22・12・24
異動後		松澤 達雄		宿毛市高砂10-8	

高知県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成23年1月18日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党

名称	異動事項	異動前	異動後	届出年月日
民主党高知県第3区総支部	主たる事務所の所在地	四万十市右山天神町4-29	高知市本町四丁目2-39	平22・12・10
民主党高知県第3区総支部	主たる事務所の所在地	高知市本町四丁目2-39	高知市本町五丁目1-12	平22・12・10

法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

名称	異動事項	異動前	異動後	届出年月日
広田一改新の会	会計責任者	尾崎 美加	亀井 政貴	平22・12・1

高知県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成23年1月18日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

政党

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
民主党高知県第3区総支部	高知市本町五丁目1-12	中山 知意	解散	平22・12・24

その他の政治団体

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
小林幸三後援会	安芸郡東洋町野根乙518-1	小林 幸三	解散	平22・12・24
とみた俊正後援会	四万十市右山天神町4-29	富田 俊正	解散	平22・12・24
中山ともい後援会	四万十市右山天神町4-29	中山 知意	解散	平22・12・24
石村賢一後援会	高知市春野町南ヶ丘二丁目8-10	石村 順吉	解散	平22・12・28

高知県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により次のとおり届出があった。

平成23年1月18日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

資金管理団体

候補者氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	届出年月日

坂本 孝 幸	高知県 議会議 員	坂本た かゆき 後援会	南国市 亀 岩 339	坂本 孝 幸	平22・12・ 13
-----------	-----------------	-------------------	-------------------	-----------	---------------

高知県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により次のとおり資金管理団体の異動の届出があった。

平成23年1月18日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

資金管理団体

区分	候補者氏 名	公職の 種類	名称	主たる事 務所の所 在地	届出年月日
異動 前	高橋 正 志	異動な し	高橋まさ し後援会	高知市鳥 越100－ 13	平22・12・ 21
異動 後				高知市十 津四丁目 12－9	

高知県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成23年1月18日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

資金管理団体

届出をし た者の氏 名	公職の 種類	名称	主たる 事務所 の所 在地	代表者氏 名	資金管理団 体でなくな った旨の届 出年月日
富田 俊 正	高知県 議会議 員	とみた 俊正後 援会	四万十 市右山 天神町 4－29	富田 俊 正	平22・12・ 24
中山 知 意	衆議院 議員	中山と もい後 援会	四万十 市右山 天神町 4－29	中山 知 意	平22・12・ 24